

八資 料V

明治六年 [島根縣] 聴訟課

『訴訟事件銘細録』(第二号ノ一) について (四)

——松江地方裁判所所蔵裁判史料より——

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

代表 居石正和

加藤 高・上川内 宏

紺谷 浩 司・矢野 達 雄

目次

- 一 解題と凡例
- 二 目次表 (一) (【一】)~(【三二】)
- 三 史料 (一) (【一】)~(【三二】)
- 四 注の部 (一)
- 五 写真 (二葉) (以上、『修道法学』第四三卷第一号)
- 六 目次表 (二) (【三三】)~(【四九】)
- 七 史料 (二) (【三三】)~(【四九】)
- 八 注の部 (二) (以上、『修道法学』第四三卷第二号)
- 九 目次表 (三) (【五〇】)~(【七五】)
- 一〇 史料 (三) (【五〇】)~(【七五】)
- 一一 注の部 (三) (以上、『修道法学』第四四卷第一号)
- 一二 目次表 (四) (【七六】)~(【八六】)
- 一三 史料 (四) (【七六】)~(【八六】)

六六〇(一八二)

一二 目次表（四）〔七六〕〔八六〕

番号	年度・番号	出訴／ 上訴日	終局・年月日	訴名／差違	結局	事件担当官	原告／申立人 代人／代言人	被告／相手方 代人／代言人	備考
76	明治六年 第七十六号	明治六年 四月廿四日	明治六年 四月二十九日	貸金滞一件	示談済口・吟味下 げ願出聴届	鶴岡 少属	MY 祐兵衛 (商)	NB 春策 (医)	
77	同年 第七十七号	同年 四月廿四日	明治七年 一月二十八日	家財等差違一 件	夫々相済	鶴岡 少属	H ぜん (農) 外五人	IK 清治郎 外一人	
78	同年 第七十八号	同年 四月廿四日	明治六年 五月三日	金談差違一件	相對示談・済口証 書差出・吟味下げ 願出聞届	少属 鶴岡 瞭	IJ 徳右衛門	KUY 茂兵衛	
79	同年 第七十九号	同年 四月廿五日	同年 五月十七日	目質配分差違 一件	示談行届・吟味下 げ願出聴届	鶴岡 少属 (受奉) 檜寄 潤造	NB 六左衛門	MO 忠兵衛	
80	同年 第八十号	明治六歲 四月廿七日	同年 五月七日	貸金差違一件	示談致候様及理解 伺いの上願書下渡	檜寄 潤造	TT 宗兵衛 外一人	HD 冨兵衛	
81	同年 第八十一号	明治六年 四月廿七日	同年 五月八日	刈茶之義二付 差違一件	示談承服済方相 成・御沙汰に及ぶ	鶴岡 少属	FT 与之助	NO 儀左衛門	
82	同年 第八十二号	同年 四月廿八日	同年 五月三日	金談差違一件	済口証書差出・吟 味下げ願出聞届		KBT 長右衛門	OF 弦藏 外一人	

86	85	84	83
同年 第八十六号	同年 第八十五号	同年 第八十四号	同年 第八十三号
同年 五月七日	同年 五月七日	同年 五月五日	同年 四月廿八日
明治六年 七月二十三日	明治七年 一月十二日	同年 六月五日	同年 五月八日
貸金滞一件	田畑差纏一件	貸金滞差纏一件	古楮差纏一件
差送る	五月七日廣島縣へ 訟	五月五日鳥取縣へ 差送る	済口証書差出・吟 味下げ願出聴届
T D 淳右衛門	U D 嘉五郎	S D 亀吉 (商) 外二人	H 菊次 (商)
K Y 宗八郎	U D 卯兵衛	T E 久六 外一人	平七

二三 史 料 (四)

〔〇七八A〕【七六】【貸金滞一件】

明治六年四月廿四日出訴

一 出雲国大原郡□□町商MY祐兵衛〆同国同郡同町

医NB春策へ懸り貸金滞一件

(米)

〔第七十六号〕

奉 鶴岡 少属

右訴答共篤卜取調候処祐兵衛所持ノ邸宅ヲ慶応三年午四月中<sup>28</sup>

錢三千貫文ニテ春策買受追々代金相払殘金五百貫文之処へ

當時不遇ニ付借借證文ニ致シ置追々払候約條故度々及

掛合候得共彼是故障申立返金不致段申出相手春策〆ハ  
祐兵衛外二人共合四人仲間ニテ種々売事取扱候俣未夕  
決算不致且買受人祐兵衛〆受取候錢有之候得共不差返  
借用錢五百貫文ヲ操り其外悉皆仲間算用し相済候卜  
祐兵衛〆相違之義申張候故都テ決算無之内ハ借用錢返済  
難致段申筋彼是差纏相成候義ニテ右ハ邸宅払ノ金故速ニ  
皆済可致処殘金証文入ニいたし午年十二月迄ニ元利

〔〇七八B〕

返済之約定仲間売事ハ其後取扱候義故俣令決算

無之とも證文金ハ約定通可払出訊ニ付春策借用錢

元利ハ日限ヲ定メ速ニ返済為致仲間売事之分ハ元帖差出シ

一同立会之上取調候ハ、決算之有無且四百貫文差引相成候哉

明治六年〔島根縣〕聽訟課

『訴訟事件銘細録』(第二号ノ二)について(四)

六五八(二八〇)

否モ判然致候訳故右之段双方へ及理解候処一同承服  
示談行届済口証書差出し吟味下ケ願出候ニ付伺ノ上  
聴届候事

明治六年四月二十九日 済

\*<sup>1</sup> 朱書きの斜線あり

\*<sup>2</sup> 西暦一八六七年。但し、丁卯年であり、

明治三(西暦一八七〇)年なら庚午年にあたる。

〔〇七九A〕【七七】【家財等差纏一件】

明治六年四月廿四日出訴

一出雲国出雲郡□□村農Hぜん外

五人々同村IK清治郎外一人へ係

(朱) 〔〇〕跡目家財等差纏一件

(米) 〔〇〕第七十七号 奉 鶴岡 少属

明治七年一月二十八日 夫々相済

〔〇八〇A〕【七八】【金談差纏一件】

明治六年四月廿四日出訴

一出雲国□□願人IJ徳右衛門ヨリ

同国島根郡□□相手KUY茂兵衛

エ掛り金談差纏一件

(朱) 〔第七十八号〕 奉 少属 鶴岡 證

右訴答共篤ト取調候処当一月中UM茂兵衛ヨリ取次ヲ以神門郡

□□町SK林右衛門へ小割鉄七十五駄売議定致シ内金百円

相渡置候処種々不都合相違約定通取引難出来尤右金百円ハ

不残大豆代不足之内へ相渡大豆売主KSM元兵衛へ受取候故扱人之

廉ヲ以UM茂兵衛へ掛〔合〕および候得共素より受人等ニも無之

鉄売主

IJ徳右衛門々SK林右衛門へ直売確證之義故茂兵衛へ掛出訴者

〔〇八〇B〕

筋違ニ依テSK林右衛門々返金可為致尤同人多分借財モ有之趣ニ付

身代限分賦受候哉否及理解候処承服ノ上林右衛門へ相對示談

遂度趣済口証書差出吟味下ケ願出候ニ付伺ノ上聞届候事

明治六年五月三日 済

\*<sup>1</sup> 朱書きの斜線あり

〔〇八一A〕【七九】目質配分差纏一件

明治六年四月廿五日出訴

一出雲國飯石郡□□町NB六左衛門同國同郡

MO忠兵衛へ懸り目<sup>\*2</sup>質配分差纏一件

(朱)

〔第七十九号〕

奉 鶴岡 少属

(朱) 受奉 檜寄 潤造

右訴答共篤卜取調候処右ハ三十六年前原告祖父六左衛門被告祖父忠兵衛

二人ニテ親族MO善次庄屋役中受人ニ相成居候処右善次

不斗不遇ニ相成公物私方志儀掛戻し等多分之引負致シ

卒ニ田畑山林質入ニして六左衛門忠兵衛へ委託シ右貳人ニテ公物

私方志儀懸戻し等一切引受夫々皆済致シ候処無間□<sup>\*3</sup>

善次死去致シ彼是不幸相重なり逆も償却難出来

依之質入糯米田畑等右二人へ償却之為取替銭高二応シ

配分議定之処双方より出銭多寡ヲ論シ彼是差纏

配分遷延殆ント四十歳之星霜ヲ経孫之今日ニ到リ

〔〇八一B〕

其纏ヲ極メ及出訴候次第ニテ事実然致しかたく依之双方共

少々之損徳ハ打捨互ニ実意ヲ以テ伝来之帖面ニ依リ取捨適當ノ

明治六年 (島根縣) 聴訟課 『訴訟事件銘細録』(第二号ノ二) について (四)

六五六 (二七八)

方法ヲ以夫々取引致候様及理解候処双方無申分示談行届吟味下ケ願出候ニ付伺ノ上聴届候事

明治六年五月十七日 済

\*1 朱書きの斜線あり

\*2 目か同か?

\*3 截断により判読不能

〔〇八二A〕【八〇】貸金差纏一件

明治六年四月廿七日出訴

一出雲國能義郡□□村TT宗兵衛外壹人ヨリ

同郡同村HD取兵衛へ係り貸金差纏一件

(朱)

〔第八十号〕

奉 檜寄 潤造

(朱)

「右者丁卯十二月晦日<sup>\*2</sup>以前ノ訴訟ニ付取揚裁判

成ラサル旨申渡下方ニ於テ示談致候様及理解伺之上願

書下渡候事

明治六

五月七日 済<sup>(29)</sup><sup>\*3</sup>

\*1 朱書きの斜線あり

\*2 丁卯は、慶応三(西暦一八六七)年

\*3 本文、日付とも朱書き。年が抜けている

明治六年五月八日 済

\*1 朱書きの斜線あり

\*2 「第」を補った

〔〇八三A〕【八一】刈茶之義ニ付差纏一件】

明治六年四月廿七日出訴

一 出雲国意宇郡□町F T与之助同国同郡□□□□

N O儀左衛門へ係り談刈茶之義ニ付差纏一件

(朱)\*2

〔第〕八十一号 奉 鶴岡少属】

右訴答共篤卜取調候処福富与之助親類出雲郡黒目村

松四郎外貳人ニテ所々苧茶いたし船積之処ヲ見咎メ跡々迄

為取縮村役人より以來茶苧ニ為企問敷旨一札

差出候込所持船道具とも預り置候義ニテ必ス□□□□地内ニテ

苧茶致候義ト判然不致仮令盜苧致シ候ニモセよ器械

取上ケ候儀ハ不相成間訟々之処ハ能々申談預り之諸道具速ニ

差返し示談可致旨一応及理解候処一同承服いたし

済方相成候ニ付其段及御沙汰候事

〔〇八三B〕

〔〇八四A〕【八二】金談差纏一件】

明治六年四月廿八日出訴

一 出雲国大原郡□□町K B T長右衛門同国同郡

□□□□村O F弦藏外彦人へ係り金談差纏一件

(朱)

〔第八十二号〕\*2

右訴答共篤卜取調候処去ル辛未正月中\*3 古衣八品相預ケ銭

百四十貫文長右衛門方へ借受尤当分之事故同年二月限之証書

為取替置候処返金難出来内銭十五貫文差入同五月迄日延

いたし置尚調金難出来金主弦藏分も度々及懸合候得共

不埒明故同七月中無断右預り品売却致候処同年

十二月ニ至リ元利取揃品物取返之義申出既ニ売払後故返品

難出来彼是差纏相成義之処右ハ素ヨリ懸意之間柄トハ

乍申借分同様之取扱致シ且度々掛合期限後ニもせよ

一応之断もなく売払候ハ金主弦藏落度故残之品物並  
売出共早々差返し可申品主長右衛門方ニ而も五月限之

(〇八四B)

条約ヲ心致居十二月迄等閑ニ致置候事故預ケ品ト売  
主共無抛残品ト売出ノ錢受取済方可致旨及理解  
一同承服ノ上済口証書差出し吟味下ケ願出候ニ付  
伺ノ上聞届候事

明治六年五月三日 済

(朱)

「右KBT長右衛門〇大原郡〇〇村SH金藏へ係り候預古衣取  
返し一件訴答〇〇<sup>\*4</sup>  
取調候処去ル辛未十月三日〇〇町ZY嘉市扱ヲ以金藏〇M傳市  
を〇

売渡代金錢千五百六十五貫文ハ嘉市へ相預置同十日嘉市受取置候  
処〇〇

方ニテ無抛錢入用之義出来尤兩三日之内ニハ無相違調返候趣故預  
置候〇〇

代錢ノ内式百六十貫文貸渡同十五日金藏〇米代残金為受取罷越候  
得共〇〇

返錢難出来故同廿日迄日延相頼尚又難相調廿五日迄追日延相頼金  
藏承知〇〇

長右衛門〇衣類八品為申訳相預ケ尚四五日ツ、追々日延申出後十

一月廿七日迄〇〇

無之候ハ、預り衣類売払候段懸合ヲ受候得共其旨長右衛門へハ不  
申通嘉市〇〇

承置候処親類中ニ病人出来無抛他出いたし候ニ付長右衛門方へハ  
二十七〇〇

是非返済可致段申置十日斗留置いたし金藏方ニ而も十二月七日〇〇  
済方無之故益々断モ不致預り品売払候処其後取戻し之義彼是差纏  
〇〇

右ハ素より相对之借用ニ無之預り錢ノ内無断貸渡尚又日限預り品  
売〇

長右衛門へ不申通旁嘉市取扱不束之至金藏儀モ預り品売払之古衣  
〇〇

無断取十<sup>\*5</sup>長右衛門も約定通返錢不致故右場合ニ至一同落度有之  
既ニ〇〇

取返し難出来故調品相当之價錢百五十貫文〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇<sup>\*6</sup>  
長右衛門〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇<sup>\*7</sup>

【綴じ込みが深く、最後の数字及び一、二行ほどは判読不能】

\*1 朱書きの斜線あり

\*2 事件番号の記載のみ

\*3 明治四(西曆一八七一)年

\*4 本丁の下部が折込まれているため判読不能、なお、他の各

行の下部に二文字分を空けて示した

※ 「取斗」の誤記か

※ 最後の二行分の下部は綴し込みが深く判読不能、数文字分を空けて示した

※ 朱字部分の上部に横向きに、朱書きの二行があるが、一行は恐らく編綴時の切断のため判読不能、二行目の「明治六年五月九日 濟」の文字が読める

〔〇八五A〕【八三】【古楮差縄一件】

明治六(年) 四月廿八日出訴

一 出雲國飯石郡□□村商日菊次ヨリ同郡同村

平七へ掛り古楮差縄一件

(米)

〔第八十三号〕<sup>※2</sup>

右訴答共篤ト取調候処去ル三月中平七所持之古楮四十卷六卷□

拾五貫五百文ヲ以買議定致シ然ルニ其後逐々楮モ直上リ候故歟故□

申立相渡不申剩へ議定ノ楮ハ大半外売不条理之儀申□

平七へ貸渡惣高並他家へ相預候牛込兼テ之借用錢ニ差押候処

借用錢ハ期月通払出し楮ハ議定通相渡候様及懸合候処払残之下楮

斗相渡候ト申候得共下楮包受取候而ハ商之道不相立故買受之楮ハ當時之直ヲ以不残売戻シ具候様申聞候得共一向頓着不致段申□  
平七ハ菊次も不遇之者ニテ右楮代一時ニ払出も六ヶ敷ト存□  
金子出来候物品物相渡候約束ニいたし遺候処元来楮へいたみ  
精之物ニテ久藏難差置旁六卷外へ持出候処其節

〔〇八五B〕

菊次ニ途ニテ出逢申出候ニハ私買受之品他売之段不都合ト申□□<sup>※3</sup>  
出金モ不仕故代金出来次第ニ渡方之約条ニテ延引ニ相成いた□□  
出来候而ハ損耗ニ立至候ニ付外売致候と及返書候処菊次分別□□  
考も有之候ト申候故若シ無證文之貨買錢ヲ差押候事かと存幸ニ借□□  
并代家預ケ之牛有之候故事濟迄差留置其後段々ニ村役人分取扱ヲ  
以□□

菊次へ返し楮ハ悉皆平七へ戻し猶無證文之貨買金三百廿貫文ハ当□□  
無息ニテ證文出入候様可為致取扱ニ受候夫より扱人菊次方へも罷  
越候□□

他行中ニ付同人老父并本家金藏へ申俣右之次第ヲ以取扱一旦事濟  
ニ□□

主ナル右楮不残売払然ルニ菊次帰宅ノ上右之次第老父共より申□□  
一円頓着不致又々差縄候次第假令留守ニモセヨ一旦事濟ニ相成村  
□□

相返し候義ヲ又候願出義ノ不条理ト申立彼是差縄候右ハ元来売□□  
違約上ヨリ相起候事ニテ假令買主不遇ニモセヨ一旦取極候品ヲ無



□□

売致候段ハ平七不都東候得共菊次親類立合事済ノ義ヲ又候申立候

□□

故双方為勘弁平七今分売致シ売出高錢百六十貫文ヲ貳ソ□□

致し右無證文借金ヲ以差引残ヲ證文ニ出入候様及理解候処一同承

服ノ上済口証書差出し吟味下ケ願出候ニ付伺ノ上聽届候事

明治六年五月八日 済

\*<sub>1</sub> 朱書きの斜線あり

\*<sub>2</sub> 事件番号の記載のみ

\*<sub>3</sub> 本丁は下部が折込みのため判読不能の箇所あり、二字分を

空けて示した

〔〇八六A〕【八四】【貸金滞差纏一件】

明治六年五月五日出訴

一 出雲国島根郡□□町商SD亀吉

外二人ヨリ伯耆国会見郡□□村

TE久六外一人へ掛貸金滞差纏一件

(朱)

(朱)

〔〇〕【第八十四号】

奉<sub>1</sub>

明治六年 (島根縣) 聴訟課

『訴訟事件銘細録』

(第二号ノ二) について (四)

六五二 (二七四)

(朱)

〔右一ト通取糾シ本人差添人共五月五日鳥取縣へ差送ル

六月五日 済〕

\*<sub>1</sub> 担当者名の記載なし

〔〇八七A〕【八五】【田畑差纏一件】

明治六年五月七日出訴

一 出雲國第十六區大原郡□□村□□□屋敷

(朱)

〔〇〕願人UD嘉五郎ヨリ同村相手UD卯兵衛ヲ係リ

田畑差纏一件

(朱)

一〇第八十五号

奉<sub>1</sub>

該畝壹畝拾八歩之耕地嘉四郎持分之処卯兵衛亡父甚五郎ヨリ

借用錢致居相對質ニ入置甚五郎死後ニ相成始末不明

之廉ヲ以持主差纏先達而出願仕候ニ付双方御取札被成下

猶又戸長中ヨリ諸證拠御取調ニ相成候処去安政四年<sub>1</sub>

〔〇八七B〕

巳四月借用錢払出シ明質ニ相成居事実判然全嘉四

郎持地ニ相違無御座旨御取究被下其段兩人とも

承伏仕今後卯兵衛ヨリ毛頭異論申出候儀無御座候  
旨ニ而濟口証書差出之

双方取調中双方ヨリ日延願出聞届置候内戸長取扱ヲ以  
証書取調全ク被告嘉四郎持地ニ相違無之旨ニテ別三通  
濟口差出之<sup>\*3</sup>

明治七年一月十二日 解訟

\*1 担当者名の記載なし

\*2 西暦一八五七 (丁巳) 年

\*3 本項は本文より一段小さな文字で記してある

〔〇八八A〕【八六】〔貸金滞一件〕

明治六年五月七日出訴

一 出雲国飯石郡□□村T D 淳右衛門今廣島縣下

備後国三次郡□□村KY宗八郎へ係り貸金

滞一件

(朱) 〔第八十六号〕<sup>\*2</sup>

(朱) 〔右一ト通り取糾シ本人差添人共明治六年五月七日廣島縣へ差送ル〕

(朱)

〔島廣縣ニ於テ准理中借用元金百七拾円之内七拾円ハ

当西十一月三十日限<sup>\*3</sup>返済五拾円ハ来戌十一月三十日限<sup>\*4</sup>残五

拾円ハ来亥十一月三十日限<sup>\*5</sup>返済可致猶外二百七拾余円之

〔〇八八B〕

分ハ保関鉦稼掛ノ俣同人へ引渡可申尤下地床設備ノ分ハ

不残同人へ引受可申様下方ニテ示談行届候段同縣ヨリ

及回報候ニ付伺之上聞届候事

七月二十三日 到来<sup>\*6</sup>

\*1 朱書きの斜線あり。数本あるので抹消の印か

\*2 本行は朱書きの番号のみ

\*3 明治六 (癸酉、西暦一八七三) 年

\*4 明治七 (甲戌、西暦一八七四) 年

\*5 明治八 (乙亥、西暦一八七五) 年

\*6 本項の本文は、日付とも朱書き

#### 一四注の部(四)

(28) 本号では、本誌編集の事情により「第七十六号」から「第八十六号」までの一・一号分の紹介を試みる。本簿冊には、第九十五号まで収載されている。「第八十七号」から「第九十五号」の紹介は次号に譲る。

なお、本簿冊には、編綴の際の折り返しや綴じ込みが深いため文字が隠れて、読み取れない箇所がある。それらは□□□□・・・の記号で示した。再調査の機会を得て、補充することができれば幸いと思っている。また、事件名の記載個所に、朱書きの斜線や大きなバツ印があるものや、朱書きの「○」印が附せられているもの、事件番号の下に担当者の氏名が書かれていないものも散見される。

本文は漢字片仮名混じり文語体で記されているが、できるだけ忠実な表記を心がけた。ただし、旧漢字は常用漢字に直したほか、個人情報保護の観点から、住所の一部と原被告など個人名は伏せ字にし、前者は□□・・・に、後者はアルファベットで記した。ただ、戸長など公人の名前はそのままに記した。従前のとおりである。

(29) 太政官布告第三一七号(十月二十二日(布))〔法令全書 明治六年「二二六頁」は、以下のように規定している。〕

「平民相互ノ金穀借貸慶應三年丁卯十二月晦日以前二係ル者ハ一般裁判ニ不及明治元年戊辰正月元日以後ノ分ハ裁判ニ及候事」

明治六年(島根縣)聴訟課『訴訟事件銘細録』(第二号ノ二)について(四)

六五〇(二七二)